

米国の放送産業の成立とローカリズム

小林 レ ミ

1. はじめに
2. 放送産業の成立
3. 無線に対する規制の成立
4. テレビ放送用電波割当とローカリズム原則
(電波割当)の成立
5. 番組内容とローカリズム
6. おわりに 課題と展望

1. はじめに

米国の放送政策において、重要な政策理念のひとつとして挙げられるローカリズム(Localism)は、米国という国の成り立ちと密接なかわりを持っており、連邦通信委員会(Federal Communications Commission, 以下FCC)の放送政策に大きな影響を与えてきている。

ローカリズムは、1934年通信法における基盤的概念だと称されている¹⁾ばかりでなく、現在の放送政策においても、例えばトリスター二元FCC委員長により「放送制度の基盤となるもの」として、具体的には「地域の論点を取り上げ、地域のニュースをレポートし、地域の番組を制作し、地域の意見の表現手段」として位置づけられている²⁾。

「(放送事業者が免許を与えられた) コミュ

ニティにおける視聴者の利益」の実現であったローカリズムは、放送を取り巻く環境が変化するにつれそれ自体も変化してきているが、その重要性は今日の放送政策においても変わることなく最も重要な放送政策の目標のひとつとなっている。また、ローカリズムとは、現在では上述のトリスター二元委員が述べているように、情報内容の規制としての性格がより色濃くなっているが、その確立時には、ハード面からの政策がローカリズム確保に重要な役割を果たしてきたことは無視できない。

このローカリズムの生成と確立には、ハード面とコンテンツ面の政策が関わっているが、まず、ハード面からのローカリズムの実現を見ると、無線通信(ラジオ・テレビ放送)の電波配分原則により具現化され、番組内容規制により公共の利益³⁾基準の充足が図られてきた。コンテンツ面からは、1946年に公表された「放送被免許者の公共サービス責任」に始まり、番組編成や情報内容に関する規制によりローカリズムが確保されてきたのである。

本稿ではテレビ放送におけるローカリズムの確立までを対象とし、いかにローカリズムが放送分野に取り入れられ、どのような形で担保され、理念として確立していったのかに

1) Silberman and Tobenkin (2001), p. 471.

2) Tristani (1998).

3) 地理に基づいたローカリズムにおける公共の利益については、ここでは「コミュニティの利益」と捉えることにする。

焦点を当て、放送産業の生成過程と合わせ整理し分析する。

2. 放送産業の成立

ここではまず、「放送」という新しいビジネスの成立について、米国の無線産業⁴⁾の発展を通してその成立過程を概観する。

米国における無線の利用は、第一次大戦以降、急速に拡大した⁵⁾。米国が、第一次世界大戦に参戦すると、1917年4月、海軍は全ての無線局の運営管理を掌握した。また、大戦中の、軍による無線通信は、有線が利用できない地点において通信手段として用いられていた。利用が拡大する一方で、産業の発展は、無線事業の国有化の可能性と無線技術に関する各社間の特許紛争により遅々としていた。当時、米国の無線事業は、事実上アメリカン・マルコーニ (American Marconi) 社が支配しており⁶⁾、戦後のナショナリズム的昂揚や、無線は国防、航海に不可欠なツールであるという認識の下、欧州では政府の管理下に置かれていたことも相まって、第一次世界大戦終了後には、無線の国有化法案が海軍長官

のダニエルスによって提出されたが、議会はこれを嫌い、この法案は結局成立しなかった。国有化こそされなかったものの、無線に関する技術の特許権に関しては、軍とGE (General Electric) などの製造会社間で米国が保有すべきだという意見が一致し、海軍はGEに対しマルコーニに対抗できる無線会社の設立を提案し、この提案を受けGEがアメリカン・マルコーニの株式を買い取り、1919年10月、RCA (Radio Corporation of America) が設立された⁷⁾。その後1920年になってすべての無線局が元の所有者に返還され、政府は272の陸上無線局と6千余のアマチュア無線事業者にそれぞれ免許を付与し、第一次世界大戦終結から2年余り経過後、ラジオ無線はようやく民間の手に返還された。

RCAの設立は、米国企業によるラジオ無線産業の確立と並び、それぞれの企業が持つ特許問題の解決を狙っていた⁸⁾。RCAは、設立直後にGEと、1920年から1921年にかけて、AT&T (American Telephone and Telegraph)、ウエスティングハウス (Westing House)、ウェスタン・エレクトリック (Western Electric)、ユナイテッド・フルーツ (United Flutes)⁹⁾と特許に関して相互協定

4) ここでいう無線事業とは、無線通信機器製造、無線通信サービスを含むものとする。

5) 船舶においては、1915年6月時点で米国籍の船舶について無線設備を備えているのは585隻であったが、1920年6月時点では、2,800ほどに増加していた。Bensman (2000), p. 14.

6) 第一次大戦の終結までに、GEはアレクサンダーソン交流発電機に関する特許を獲得、AT&Tは三極真空管を含むド・フォレストの持つ全ての権利を買い取り、ウエスティングハウスは新しい送信装置部品を開発していた。これらは無線通信の発展にとって重要なものであったがそれぞれが他の部品を必要としており、アメリカン・マルコーニが特許を保有する部品なしでは無線通信を完全に行うことはできなかった。米国の会社間では、無線技術の特許は分散されており、アメリカン・マルコーニが無線技術の特許をほぼ独占している状態であった。

7) 設立の経緯からわかるように、RCAは国営ではないものの、国営色が強い企業として誕生した。RCAの定款には、米国民以外の役員選出の禁止、外国人による20%以上の株式保有の禁止、政府(海軍)からの経営への参画、などの内容が含まれていた。Sterling and Kitross (2002), p. 58.

8) 当時においては、ラジオ無線産業は、「放送」という面よりも無線通信機器の開発・製造産業という側面が強かった。

9) 第一次大戦前、ユナイテッド・フルーツは、ラジオ送信機製造に多額の資金をつぎ込んだ。子会社であるトロピカル・ラジオ・テレグラフは、ユナイテッド・フルーツの輸送船に無線電信を設置し、また中央アメリカのプランテーションから大西洋沿岸の主要なマーケットまでの

を締結した。この相互特許協定により、GE及びウエスチングハウスはラジオ無線受信機の製造権を、AT & T及びウェスタン・エレクトリックはラジオ無線送信機の製造・レンタル、販売独占権を得ることとなった。

各社は、将来無線分野が発展・拡大していくという予測により、RCAに各社の持つ無線技術関連特許をプールしたのだが、ここにはRCAという会社を通じて、大資本が互いの持つ特許を相互利用し、ラジオ無線産業を独占しようという目論見があった。そして、この構造は、ラジオのみならずテレビに関しても後々まで影響を与えることとなった¹⁰⁾。

当時の無線産業は、RCA設立と特許相互協定に関わった企業を見ればわかるように、製造業的性格が色濃く反映されたものであった。これら巨大資本は無線産業の支配という同じ目的の下、協同したが、この無線事業から派生した「放送」という新しいジャンルのビジネスに関しては足並みが乱れた。

1920年11月、無線受信機製造においてGEに遅れをとっていたウエスチングハウスが先鞭をつけ、ピッツバーグに最初の放送局(KDKA)を開設し¹¹⁾、大統領選の結果を放送した。

当時のラジオ放送は、1921年で放送局数が5局、1922年のAMラジオ受信機保有世帯数が6万世帯(全世帯の0.2%)、1922年中に販売されたラジオ受信機は10万台になってい

移送ルートカバーするよう無線局を設置した。これにより、天候に関する警告を輸送船に知らせることができ、輸送船は効率的に商品を市場に供給できるようになった。Schwoch (1990), pp. 21-22.

10) 水越 (1993), p. 49.

11) それ以前にも草の根的な、アマチュアによるラジオ放送局は存在していた。KDKAの前身は、ウエスチングハウスの技術者、フランク・コンラッドが1916年に実験局について開始し、無線電話を通じて音楽などを流す実験的な放送を行っていた。

表1 <ラジオ受信機保有状況 (1922-1935年)>

年	ラジオ受信機 保有世帯数 (単位:千)	ラジオ受信機 保有世帯割合	ラジオ 受信機 平均価格
1922	60	0.2%	\$ 50.00
1923	400	1.5%	-
1924	1,250	4.7%	-
1925	2,750	10.1%	\$ 83.00
1926	4,500	16.0%	-
1927	6,750	23.6%	-
1928	8,000	27.5%	-
1929	10,250	34.6%	-
1930	13,750	45.8%	\$ 78.00
1931	16,700	55.2%	-
1932	18,450	60.6%	-
1933	19,250	62.5%	-
1934	20,400	65.2%	-
1935	21,456	67.3%	\$ 55.00

(Sterling and Kitross (2002), p. 862, Lichy and Topping (1975), p. 521より作成)

た。しかしながら実際は、多くの人々が高価な真空管受信機よりも、鉱石ラジオを組み立てて使用しており、アマチュア放送局は演説や音楽などの番組を定期的に放送していた。1922年5月1日のRadio Service Bulletinによれば、218局が市場レポートや天気予報、音楽などの番組を放送しており、その数は1923年3月には556局、ラジオ受信機も55万台に増加、556局にまで増加、ラジオ保有世帯数は1924年には100万世帯(同4.7%)を超え、ラジオ、放送は飛躍していった¹²⁾。

ウエスチングハウスの副社長であったH. P. デービスは、ラジオの可能性と将来性を

12) 以降については、1929年に大恐慌時代に突入すると、ラジオ受信機価格は下落し、それによって受信機の普及はさらに拡大していくこととなった。水越 (1993), pp. 151-157, 山崎 (1986), pp. 116-117.

認識しており、人々が音楽を聞くために地元
のピッツバーグのデパートでラジオ受信機を
購入していることに注目し、ラジオ受信機販
売のマーケティング（販売促進）の一環とし
て、ラジオ放送局を設立したのである。ウエ
スチングハウスはそれまでアマチュア放送局
がひしめき、無秩序状態であったラジオ放送
に商業局として参入した最初の企業であっ
た¹³⁾。

ウエスチングハウスの競争者である GE・
RCA がラジオ放送に参入したのは1922年にな
ってからであり¹⁴⁾、AT&Tの参入も同時
期であった。1921年12月、RCAは、GEの
工場内に WGY を開局し、GEも WGY を
1922年2月に開局、GEのラジオ放送参入の
当初の目的もウエスチングハウス同様ラジオ
受信機の販売促進のためであった。AT&T
も1922年8月に WEAF 局（を開局し、ラジ
オ放送に参入したが、この AT&T などの
いわゆる「テレフォン・グループ」とウエス
チングハウス、GE、RCAら「ラジオ・グル
ープ」に間に軋轢が生じるようになった。

AT&Tは1920年7月にRCAらと相互特
許協定を締結し、送信機の製造・販売の権利
を得ていたが、受信機の製造・販売の権利は
有していなかった。受信機の製造・販売権を
持たない AT&T のラジオ放送の当初の目的
的は、ウエスチングハウスや GE とは異なり、
AT&T のラジオ放送設備を時間貸しする有
料の通話放送（toll broadcasting）を行う
ことであった¹⁵⁾。1922年6月に AT&T が

WEAF 局によりラジオ放送を開始すると、
広告放送が増加し、また、AT&T が提供し
始めた電話線によって局間を結び同時放送す
る「チェーン放送」¹⁶⁾により、WEAF 局はス
ポンサー放送とネットワーク放送の礎を築
いた¹⁷⁾。AT&T の有料放送は成功をおさめ
たが、一方の「ラジオ・グループ」は、AT
&T の長距離回線の利用が認められずウェ
スタン・ユニオン社などの電信線しか利用で
きなかつたこと、AT&T が無線電話の送信
装置に対する特許使用料を徴収し始めたこと
などにより、苦しい状況に置かれていた¹⁸⁾。
さらに、1924年、ラジオ・グループに対し独
占禁止法の適用を勧告するレポートが FTC
から出され、ラジオ・グループは窮地に立た
されることとなった。

同じころ、AT&T においても問題が生じ
始めていた。成功を収めたかのように見えた
AT&T の放送事業であるが、この成功は長
くは続かず、このビジネスは AT&T の思
惑とは異なる方向に進み始めた。AT&T は、
上述の通り、放送設備だけを貸し出し、番組
などコンテンツに関しては制作を行わないは
ずであったが、ラジオ放送が拡大するにつれ、
番組の制作も行わなければならない状況にな
り、またその内容も高度なものが要求され、
放送技術に関してもより高い水準を求められ
ることとなり、もともとは通信事業を本業と

用設備（通話局）をそれを利用したいというニ
ーズを持つ人々に提供するものだ」と述べている。
山口一臣（1994）『アメリカ電気通信産業発展
史 ベル・システムの形成と解体過程』、同文
館、pp. 164 165。

13) ウエスチングハウスは KDKA を開局した後、
1921年にマサチューセッツ州スプリングフィー
ルドに WBZ を、ニュージャージー州ニューア
ークに WJZ を開局した。

14) RCA の当時の本業は主に国際間の無線通信
業であり、1922年にようやくウエスチングハウ
スと GE 製のラジオ完成品の販売を開始した。

15) 当時の AT&T 副社長であり、ラジオ問題
を担当していた W. S. ギフォードは、番組の
制作は行わず、有料で無線電話を利用した放送

16) 1923年1月、ボストンのコブレイブラザホテル
で開催されたマサチューセッツ州銀行家協会
の年次総会の様子を WNAC 局からニューヨー
クの WEAF 局に中継されたことに始まる
(Banning (1946), p. 158.)。

17) Banning (1946), pp. 165 166.

18) 水越 (1993), pp. 120 121, Sterling and
Kitross (2002), p. 75.

する AT & T にとって負担が大きくなっていった。また、特許使用料の徴収に関して、AT & T のやり方は強引で独占的なものであるという意見が生じたことより、本業に影響を及ぼすことを恐れ、AT & T はラジオ・グループとの折衝を重ね、1926年7月に「1926年特許相互協定」を締結し、結果としてラジオ放送から撤退し、その資産を RCA の放送事業部門の子会社に売却することとなった¹⁹⁾。同年8月にその子会社は NBC として発足、AT & T の保有していた WEAF 局を買収した。

NBC は今日まで続くネットワーク放送の先駆けであり、ネットワーク放送体制の始まりは、この時代、NBC の親会社である RCA を中心に出来上がっていった。RCA は、受信機の製造、放送事業を手中におさめ、ラジオ放送において独占的な地位を得ることとなった。その独占体制はテレビにも引き継がれ、今日まで続くことになるのである。

3. 無線に対する規制の成立

米国の無線に対する規制の第一歩は、セオドア・ルーズベルト大統領が1904年7月に無線電信の利用について商務省、労働省、海軍から成る混成の委員会を設置したことに始まる²⁰⁾。

当時無線通信は、マルコーニによる無線通信が成功して以来、企業や個人が自由に電波を用いた実験等を行っており、電波監理は行われていなかった。そのため1910年代に入ると船舶用および軍用無線に影響を与え始め、混線による事故の防止などのために電波監理

の必要性が生じてきた。そこで、1912年8月、「1912年無線法 (The Radio Act of 1912)」が制定され、商務省が電波監理 (免許管理) を行うこととなった。これにより政府による電波管理が始まったのである。とはいえ、1912年無線法は、1910年の船舶無線法 (Wireless Ship Act) の修正法であったことから、主に海上における生命の安全確保・促進と船舶輸送によるビジネスの発展に主眼が置かれていたため、無線に関する新たな法律の成立が待たれていた。また、同法では、商務長官に州際通信無線局の免許を付与していたが、その権限は非常に弱いものであり、免許は一定の要件を満たしたものに先着順に付与されていた。そのため、1920年代に入り、放送局の数が増加してくるにつれ、混信が多発するようになり、政府も積極的に関わらざるを得ない状況になっていった。

こうした状況を受け、船舶、航空含む米国内の州際 / 外国無線伝送及び無線通信の整理を行うべく、1922年から1925年にかけて4回にわたり、関係者を集め、全米無線会議が開催され、無線の現状と解決すべき課題について議論が交わされた。

ここで注目すべきは、1924年の第3回の会議においてフーバー商務長官が開会の演説中でラジオの持つ公共性について言及したことである。

フーバー長官は、「ラジオはもはや投機の対象から公共サービスの類に移行し、その公共サービスの中でもラジオ以上に市民の生活に密着し、浸透したものはなく、今やラジオは公共サービスの一大機関として捉えられるべき」だという見地から、この会議を開催し、課題の解決に当たっていると述べている²¹⁾。

19) 山口 (1994), pp. 167-168.

20) コミュニケーション分野における最初の議会の働きかけは、1866年の郵便道路法で、電信線の敷設と政府による郵便、軍事活動、その他の目的のための利用を保障するためのものであった。Bensman (2000), pp. 3-4.

21) ラジオと公共の利益については、1927年無線法で謳われている「公共の利益」とは同義ではないものの、第3回無線会議以前に第1回の会議において、ラジオは公共の利益という見地から政府によって規制されるべき公共サービスで

また、同年12月のホワイト議員に宛てた書簡の中で「農場や孤立したコミュニティの人々にとってその日常生活に必要な情報を入手する手段としてラジオは欠かせないものになってきている」とも述べており²²⁾、ここでラジオと地域（ローカル）との関わりから、ラジオは公共の利益に資するものであるという主張が見てとれる。

これまでに述べられたラジオと公共の利益については第4回の無線会議でより強調され、実質、「1927年無線法」(The Radio Act of 1927)の制定へのきっかけとなった。

1927年2月に制定された同法の下、5名から成る連邦無線委員会(Federal Radio Commission: FRC)が設置され、電波管理の任を与えられることとなった。ここでは放送用電波については共有財産とし、「公共の利便、利益、必要性」に基づき各州、各コミュニティに公平に電波を配分することを目的としたが、このことは同法第9条において、次のように規定されている。

FRCは、本法の制限に基づき公共の利便、利益、必要性が満たされるならば、本法により放送局免許を付与するものとする。

免許の許可及び免許更新に対する申請を審査するにあたり、それらに対する要求があるとき及び要求がある限りは、FRCは各州及び各コミュニティの各々に公正、有効且つ平等な無線サービスを供与するよう、それらの間に免許、周波数、運用時間、出力を配分するものとする²³⁾。

即ち、FRCの重要な義務は、利用可能な周波数を実際に使用するため、免許を付与する基準を制定することによって「公共の利益」という言葉に具体的な意味を与えることであ

った。

「公共の利便、利益、必要性」という言葉は、この1927年無線法において初めて使用されており²⁴⁾、以降新設される放送局の免許付与について、「公共の利益、利便、必要性」に適合するかどうか審査されることとなった。ここではまだ、ローカリズムについては具現化されていないものの、「公共の利益」に言及していることにより、放送におけるローカリズム概念の萌芽が見てとれる。

この1927年無線法の規定は1934年通信法においても引き継がれ、FRCの後続組織として設置されたFCCが通信・放送の規制機関として、それらに関わる政策を実行することとなった。

1927年無線法の第9条と同様の規定として、1934年通信法では、第307条(施設の配分; 免許の期間)の(a)、(b)において、公共の利便、利益、必要性が満たされるならば、免許が付与されるとし、人口に基づいて、地域に免許、周波数、運用時間、出力を公正、公平に分配すると記載されている²⁵⁾。

以降、FRCによる地域毎への放送用電波配分の原則は、FCCによる放送政策(テレビにおける電波配分政策)におけるローカリズム原則の確立へと展開していった。

24) 「公共の利益」、「利便性」、「必要性」という言葉自体は、1927年無線法以前にもそれぞれ独立して使用されているが、3つの言葉をひとつのフレーズとして使用しているのは1927年無線法からである。

25) その後、1934年通信法が1996年に改正された、いわゆる1996年通信法においても、同じく第307条中の(a)(b)で、委員会は、公共の利便、利益、必要性が満たされるならば、免許を付与するとし、その変更及び更新の申請を審査する際には、必要性がある限りにおいて、無線業務の公正、効率的かつ公平な配分を諸州及びコミュニティにもたらすように、免許、周波数、運用時間及び出力を各州及びコミュニティに分配すると規定されている。

あるという勧告がRCAから提出、採用されている。Bensman (2000), p. 54, DOC (1924).

22) Bensman (2000), pp. 114-117.

23) 1927年無線法の詳細については、井上(1964) pp. 29-72を参照のこと。

4. テレビ放送用電波割当てとローカリズム原則（電波割当）の成立

1920～30年代、テレビはまだ放送の主役ではなく、ラジオの時代であった。1931年10月時点では、18の企業が計22のテレビ用免許を所有しており、さらに30の免許追加が申請されていたが、FRCはまだテレビ放送を実験的なサービスとしてとらえていた²⁶⁾。また、同時期の恐慌によるテレビに対する投資意欲の抑制や²⁷⁾、テレビの規格統一を巡る対立²⁸⁾などの要因により、商業テレビ放送がスタートしたのはようやく1941年5月のことであった。1945年以降からは、テレビの普及が急速に広まっていったことが見て取れる（表2、表3）。

1941年の商業テレビ放送の認可に際して、FCCは当初VHF13チャンネル（後に12チャンネルに削減）を用いることにしたが、TV放送受信に対するニーズ、TV放送参入へのニーズが高まるにつれそのニーズはチャンネル供給を上回るようになっていった。第二次世界大戦中は、実質的に新規免許の付与は凍結されていたが、大戦の終結後、放送局が増加したため、1945年9月、FCCのエンジニアらによって考案された新しい電波配分プラン

表2 <各放送局数（1921～1965年）>

年	商業局			教育用	
	AM	FM	TV	FM	TV
1921	5	-	-	-	-
1922	30	-	-	-	-
1923	556	-	-	-	-
1924	530	-	-	-	-
1925	571	-	-	-	-
1926	528	-	-	-	-
1927	681	-	-	-	-
1928	677	-	-	-	-
1929	606	-	-	-	-
1930	618	-	-	-	-
1935	585	-	-	-	-
1940	765	-	-	-	-
1945	933	46	8	8	-
1950	2,144	733	98	48	-
1955	2,732	552	411	122	11
1960	3,483	688	515	162	44
1965	4,025	1,270	569	255	99

(Sterling (1984) pp. 5 7, pp. 18 19より作成)

ンが公表され、そのプランでは、従来のAMラジオの割当方法であった先着順方式ではなく、限られた周波数を可能な限り多くの地域に割当てるため、全米を細かい市場に分け、その市場に対して周波数を割り当てるという方法をとった。隣接する地域には同じチャンネルを割当てないことにより電波干渉を避け、多くの地域に割り当てることが可能になった。そのプランの下、人口に基づきあらかじめ140の都市にチャンネルが割当てられ、北東部の人口が密集した地域であるニューヨークには4チャンネル、フィラデルフィア、ワシントンD.C.にはそれぞれ3チャンネル、シカゴには5チャンネルが割り当てられた²⁹⁾。

各都市の人口に基いて140都市に割当てられたテレビ放送用電波は、CBS、NBCとい

26) また、それより以前、1928年12月に「実験映像放送」としてテレビ用に2000～2300キロサイクル間、2750～2950キロサイクル間に100キロサイクルずつ周波数が割り当てられていた。Stern, R. H. (1979), p. 84.

27) 水越 (1993), pp. 90 91, pp. 254 255.

28) テレビの規格統一に関して、英国やドイツなど政府主導により比較的スムーズに規格が統一された欧州とは異なり、米国では産業界とFCCが対立しており、結果として国家テレビジョン規格委員会 (NTSC) 主導の下、産業界寄りの規格に統一され、1941年5月ようやく商業テレビ放送が開始された。この規格統一の流れについてはStern (1979), pp. 137 185を参照のこと。

29) Kitross (1979), pp. 154 155.

表3 <ラジオ・テレビの生産状況 (1922-1960年)>

年	ラジオ・テレビの生産台数 (単位：千)			ラジオ・テレビの出荷額 (単位：US \$ 1,000)			1台あたり価格 (US \$)		
	ラジオ (家庭用)	テレビ (モノクロ)	テレビ (カラー)	ラジオ (家庭用)	テレビ (モノクロ)	テレビ (カラー)	ラジオ (家庭用)	テレビ (モノクロ)	テレビ (カラー)
1922	100	-	-	5,000	-	-	50.0	-	-
1923	550	-	-	30,000	-	-	54.5	-	-
1924	1,500	-	-	100,000	-	-	66.7	-	-
1925	2,000	-	-	165,000	-	-	82.5	-	-
1926	1,750	-	-	200,000	-	-	114.3	-	-
1927	1,350	-	-	168,000	-	-	124.4	-	-
1928	3,281	-	-	400,000	-	-	121.9	-	-
1929	4,428	-	-	600,000	-	-	135.5	-	-
1930	3,793	-	-	297,000	-	-	78.3	-	-
1931	3,412	-	-	219,060	-	-	64.2	-	-
1932	2,857	-	-	132,850	-	-	46.5	-	-
1933	3,082	-	-	151,902	-	-	49.3	-	-
1934	3,304	-	-	186,500	-	-	56.4	-	-
1935	4,901	-	-	275,630	-	-	56.2	-	-
1936	6,836	-	-	380,812	-	-	55.7	-	-
1937	6,315	-	-	362,500	-	-	57.4	-	-
1938	5,200	-	-	178,000	-	-	34.2	-	-
1939	9,300	-	-	306,000	-	-	32.9	-	-
1940	10,100	-	-	390,000	-	-	38.6	-	-
1941	11,000	-	-	390,000	-	-	35.5	-	-
1942	4,050	-	-	141,750	-	-	35.0	-	-
1945	500	-	-	n/a	-	-	-	-	-
1946	12,800	6	-	628,000	1,000	-	49.1	166.7	-
1947	13,800	179	-	606,000	50,000	-	43.9	279.3	-
1948	9,900	970	-	307,000	226,000	-	31.0	233.0	-
1949	6,500	2,970	-	260,000	574,000	-	40.0	193.3	-
1950	9,218	7,355	-	n/a	1,397,000	-	-	189.9	-
1951	6,445	5,312	-	n/a	944,000	-	-	177.7	-
1952	7,232	6,194	-	n/a	1,064,000	-	-	171.8	-
1953	7,283	6,870	-	n/a	1,170,000	-	-	170.3	-
1954	6,119	7,405	5	n/a	1,040,000	2,000	-	140.4	400.0
1955	7,327	7,738	20	n/a	1,068,000	10,000	-	138.0	500.0
1956	8,951	7,351	100	n/a	934,000	46,000	-	127.1	460.0
1957	9,952	6,388	85	n/a	831,000	37,000	-	130.1	435.3
1958	10,797	5,051	80	159,000	686,000	34,000	14.7	135.8	425.0
1959	15,772	6,278	90	192,000	806,000	37,000	12.2	128.4	411.1
1960	18,031	5,709	120	190,000	750,091	47,000	10.5	131.4	391.7

(Sterling (1984), pp. 212-215より作成)

ったネットワーク放送事業者を含む108社のTV放送事業者に割り当てられていたが、商業用テレビ免許の申請及び許可の飛躍的な増加による電波混信などにより、FCCは既存の電波割当表に基づく配分は不可能であると認識し、1948年9月、テレビ放送局への免許付与が一時凍結されることとなった（FCC 48 2182）³⁰⁾。

その後1952年に凍結が解除されるまでに解決すべき課題³¹⁾についてヒアリングが重ねられ、ローカリズムとの関連では、以下の3つの課題の解決が課題が凍結後のチャンネル配分原則に大きく関わっていた。

1 電波干渉（対流圏干渉）と放送局間の距離

同一チャンネルおよび隣接チャンネル間では対流圏干渉が生じるため、その干渉を避けるためにある一定の距離が必要とされていた³²⁾。

2 チャンネル数の不足

次の事項の各地域への電波割当てにも関わってくることであるが、既存のVHF12チャンネルだけでは全国の地域をカバーすることは不可能であり、VHFの補完としてUHFの利用が検討された。

3 各地域へのチャンネル割当て

1934年通信法307条（b）に基き、米国の全ての人々に可能な限りテレビサービスを提供すること、各州及びコミュニティに公正、効率的かつ公平にテレビ放送局を設置するような割当表の作成が必要とされた。1947年7月にはFCCはNPRM（FCC49

948）において後述の1952年のSixth Report & Orderで採用される5段階の優先順位を用いた地域へのチャンネル割当てを考慮した割当表案を作成した。

これらの課題を解決しテレビを全国に展開させていくため、約4年間にわたる議論の結果を盛り込み、FCCは1952年4月、テレビ放送局用電波配分規制を制定した（“Sixth Report & Order”）³³⁾。そこでは1934年通信法307条（b）で示された「最大限、米国民にテレビサービスを提供するため、州やコミュニティに対して公正、効率的、公平にテレビ放送局を配分するために努力する」という内容を勧告した電波割当表が作成された。

まず、チャンネル間の電波干渉を避けるための分離距離に関しては、同一チャンネルでは、人口が密集した第一エリアにおいては他に設定されたエリアよりも狭い間隔が設定され、人口密度が第一エリアよりも低い第二・第三エリアではより広い分離基準が設定された。隣接チャンネルに関しては下記の全地域共通の基準が採用された。

チャンネル数に関しては、VHFだけでは絶対的にチャンネル数が不足するため、それを補うためUHFの利用を採用し、各地域には14・65チャンネルの52チャンネルを割当て、66チャンネル以降は各コミュニティからの要望があれば割当てることとした。実際、1948

表4 <チャンネル間分離基準>

	分離距離（単位：マイル）			
	同一チャンネル間			隣接チャンネル間
	第1エリア	第2エリア	第3エリア	
VHF	170	190	220	60
UHF	155	175	205	55

30) この凍結期間は4年近く続いたが、凍結以前に既に免許を付与されていた放送事業者については何ら影響はなかったため、既存事業者108社についてはこの期間は独占状態であった。

31) Kittross (1979), pp. 201-207.

32) オフセットキャリア方式により同一チャンネル及び隣接チャンネル間の干渉を軽減、チャンネル間の間隔を縮小することが可能になった。

33) それまでに免許を保有するテレビ放送局数は108局になっていた。

表5 <各州におけるチャンネル割当都市数の変化(1948-1952年)>

州	割当都市数				
	1948	1952	VHF	UHF	教育用
Alabama	3	32	4	30	5
Arizona	1	22	7	16	2
Arkansas	1	26	6	26	3
California	8	41	16	35	8
Colorado	2	23	6	23	4
Connecticut	3	9	2	9	3
Delaware	1	2	1	2	1
District of Columbia	1	1	1	1	1
Florida	3	29	9	27	9
Georgia	5	37	8	34	6
Idaho	-	22	9	12	2
Illinois	5	36	6	35	7
Indiana	5	28	4	28	9
Iowa	4	38	7	38	6
Kansas	2	36	8	35	4
Kentucky	1	25	3	25	1
Louisiana	2	27	6	26	3
Maine	1	20	6	18	3
Maryland	1	7	1	7	1
Massachusetts	5	13	1	13	1
Michigan	6	42	17	38	7
Minnesota	2	34	8	31	2
Mississippi	1	28	6	26	5
Missouri	4	30	4	21	1
Montana	-	26	11	17	6
Nebraska	2	19	9	18	2
Nevada	-	16	10	7	2
New Hampshire	1	12	1	10	2
New Jersey	2	13	1	7	6
New Mexico	-	25	6	21	6
New York	7	33	7	29	12
North Carolina	5	36	10	32	8
North Dakota	-	17	9	13	6
Ohio	10	34	5	32	7
Oklahoma	2	38	7	37	7
Oregon	1	21	7	18	3
Pennsylvania	11	32	6	31	4
Rhode Island	1	1	1	1	1
South Carolina	2	21	5	18	4
South Dakota	-	17	8	16	4
Tennessee	4	33	7	33	4
Texas	11	115	25	107	18
Utah	1	11	8	7	4
Vermont	-	8	1	8	1
Virginia	3	24	6	23	5
Washington	3	26	5	22	10
West Virginia	3	17	5	14	4
Wisconsin	4	32	7	27	11
Wyoming	-	23	6	17	1
Alaska	-	6	6	0	4
Hawaii	-	4	4	0	4
Puerto Rico	-	5	5	0	1
Virgin Islands	-	2	2	0	0

1952年の割当において、1都市にVHFとUHFが重複して割り当てられているケースがあるので必ずしも総数と一致しない。

(FCC (1949), FCC (1952) より作成)

年時の VHF のみでのチャンネル数配分と 1952年の配分表を比較してみると、そのチャンネル数の差異は明らかである (表 5)。

そして各コミュニティにチャンネルを割当てるために、以下のテレビ用チャンネル割当ての原則が示され、220地域にチャンネルの割当てが行われた。

優先順位 1 位：米国の全地域に最低 1 つのテレビサービスを提供すること

優先順位 2 位：最低 1 局のテレビ局を各コミュニティに割当てること

優先順位 3 位：米国の全地域に最低 2 つのテレビサービスの選択を提供すること

優先順位 4 位：最低 2 局のテレビ放送局を各コミュニティに割当てること。

優先順位 5 位：以上の優先順位で割当てられなかったチャンネルは、各コミュニティの人口規模、地理的位置、他のコミュニティに割り当てられたテレビ局から送信されるテレビサービスのチャンネル数を勘案して割り当てられる。

これらの優先順位に基づき、約1,291のコミュニティに2,053チャンネルが割当てられることとなった。

実際に各コミュニティに割り当てられるチャンネル数については、下記のように割当てられるコミュニティの中心の都市の人口を基準として決められた³⁴⁾。

表 6 <チャンネル割当ての人口基準>

人 口	割当チャンネル数
5万人以下	1 ~ 2
5万人 ~ 25万人	2 ~ 4
25万人 ~ 100万人	4 ~ 6
100万人以上	6 ~ 10

34) VHF, UHF を足したチャンネル数。また、この基準に必ずしも従うものではなく、状況により、割当数が勘案された。

例として、カリフォルニア州の配分表を見ても、ほぼこの基準に沿ってチャンネル数が配分されている (表 7)。

この配分原則の優先順位 1 と 3 は、テレビ用電波を可能な限り広範囲に行き渡らせようというもので、優先順位 2 と 4 は、コミュニティのテレビ放送局を設置させようというものである。実際、例えばネヴァダ州イエリントン (1950年当時の人口1,157人) のような人口の少ない地域にもチャンネルが割当てられており、このような小さなコミュニティにもチャンネルを割り当てることで大都市との電波格差を埋め、可能な限り全米国民がテレビサービスを受けられるようにするという目標を達成しようとし、また地域のメディアとしての役割がテレビ放送局に与えられることとなった。そしてこの原則の実施により、FCC はローカリズム確保のハード的基盤を確立させたのである³⁵⁾。

5. 番組内容とローカリズム

ローカリズムには、各コミュニティに電波が行き渡ることと共に、そのコミュニティの放送局から放送される番組についてもその地域の特性が反映されていることが必要である。

ローカリズム確保に関連した番組内容についての政策としては、まず通称ブルーブック (Blue Book) と呼ばれる、1946年 3月に FCC が公表した「放送被免許者の公共サー

35) 多くの小さなコミュニティに UHF チャンネルが割り当てられたものの、小さなコミュニティの放送局は番組制作のコスト負担や周辺の大きなコミュニティの放送局の存在もあり、経営が困難になり、撤退する放送局も少なくなかった。(FCC (1956), pp. 94 95) また、完全にコミュニティにテレビ局がなく、周辺のコミュニティの放送局からのテレビサービスを受けているような地域は、ケーブルテレビが誕生する土壌を生み出した (菅谷 (1997), pp. 18 19を参照のこと)。

表7 <カリフォルニア州におけるチャンネル割当ての変化 (1948 1952年)>

都市	1948		1952				人口 (1950年)
	(VHFのみ)	チャンネル数	VHF	UHF	教育用	チャンネル数 (含教育用)	
Bakersfield	-		10	29		2	34,784
Fresno	2,4,5,7	4	12	24,47,53	18	5	277,000
Los Angeles	2,4,5,7,9,11,13	7	2,4,5,7,9,11,13	22,34	28	10	1,970,358
Salinas - Monterey	-		8	28		2	60,244
Port Chicago	-			15		1	3,290
Sacramento	-	3	3,10	40,46	6	5	277,000
San Bernardino				18,30	24	3	63,058
San Diego	3,6,8,10	4	8,10	21,27,33,39	15	7	557,000
San Francisco Oakland	2,4,5,7,9,11	6	2,4,5,7	20,26,32,38,44	9	10	2,241,000
San Jose	13	1	11	48,60	54	4	95,280
Santa Barbara	-		3	20,26		3	44,913
Stockton	8	1	13	36	42	3	70,853
Visalia	-			43,49		2	11,749
Alturas	-		9			1	2,819
Brawley	-			25		1	11,922
Chico	-		12			1	12,272
Corona	-			52		1	10,223
Delano	-			33		1	8,717
El Centro	-			16		1	12,590
Eureka	-		3,13			2	23,058
Hanford	-			21		1	10,028
Madera	-			30		1	10,497
Merced	-			34		1	15,278
Modesto	-			14		1	17,380
Napa	-			62		1	13,579
Oxnard	-			32		1	21,507
Petaluma	-			56		1	10,315
Red Bluff	-			16		1	4,905
Redding	-		7			1	10,256
Riverside	1	1		40,46		2	46,764
San Buenaventura	-			38		1	10,534
San Lois Obispo	-		6			1	14,180
Santa Cruz	-			16		1	21,970
Santa Maria	-			44		1	10,440
Santa Paula	-			16		1	11,049
Santa Rosa	-			50		1	17,902
Tulare	-			27		1	12,445
Ukiah	-			18		1	6,120
Watsonville	-			22		1	11,572
Yreka City	-		11			1	3,227
Yoba City	-			52		1	7,861

(FCC (1949), FCC (1952) US Census Bureau (1950) より作成)

ビス責任」(Public Service Responsibility of Broadcast Licensees, FCC, 1946) が挙げられる³⁶⁾。

1930年代後半から1940年代前半にかけては、ラジオ放送のいわゆる4大ネットワークが出現³⁷⁾、ラジオの全国ネットワーク放送が拡大、発展していった時期であり、独立局を含め各放送局間での視聴率競争も激化していった。

視聴率を獲得するため、放送されていた番組は、当時人気のあった連続ドラマ(ソープオペラ)の放送が半数以上を占め、偏りのある番組編成となっていた。(表)また、その他にも番組内容の低俗さなどに対する苦情がFCCに寄せられ始めたため³⁸⁾、FCCは番組の評価基準に関する研究に取り掛かり、それを元にブルーブックが作成、公表されるに至った。

ここでは、ローカリズムと公共の利益との関連が強調されており、公共の利益に寄与するよう、番組内容に地域の利益、活動、人材が反映されるよう求めている。

具体的には、免許の付与・更新に際して、以下の4つの要件(公共の利益基準)を番組編成に当たって考慮するよう求めることで公共の利益、即ち地域の利益が番組編成に反映されることを目指したものであるといえる。

- (1) 自主番組の放送
- (2) 地域のライブ番組の放送
- (3) 公共の問題についての議論に特化した番組
- (4) 過剰な広告の排除

これらの各要件についてまず、(1)自主番組の放送については、放送局の番組構成の不均衡是正、性質上、民間スポンサーによる提供が適切ではない番組の提供、少数派の嗜好や利益への対応、非営利団体へのサービス(非営利団体のニーズや目的に合う番組の提供)、スポンサーの意向に紐付けられない、新しい番組提供という機能が含まれている。

1945年1月時点で、703の放送局の1日当たり平均の放送時間は16時間5分であり、そのうち8時間40分(53.9%)が広告番組、残る7時間25分(46.1%)が自主番組であった(表8)。

規模の大きい局は、規模の小さい局よりも広告番組の放送割合が高く、特に、18:00~23:00のいわゆるプライムタイムにおいてはその傾向はより顕著である(表9)。

の放送局の番組構成の不均衡是正については、大都市圏では、いくつかの放送局があり、視聴者はその中から番組を選択することができるが、放送局が1つしかないコミュニティにおいては、放送局が均衡の取れた番組編成を行うことにより大都市圏同様の様々な番組視聴を提供することができるとされた。

の民間スポンサーによる提供が適切ではない番組の提供というのは、例えば、宗教的な内容の番組や、政府機関による情報提供番組、政党の綱領に関する議論やその反対意見の議論を含む番組については、民間スポンサーに

36) 1927年の無線法、1934年の通信法においては放送事業者の言論の自由を侵さない範囲での公共の利益の実現が目指されてきた。しかしながら、1930年代の大恐慌時代を通じて、ニューディール政策による企業活動への積極的な関与という環境要因が放送分野においても影響を与え、番組内容についてのある程度の規制が求められることとなった。放送分野においても例外ではなく、放送の持つ「公共性」も、番組の内容にまで踏み込んでいくこととなった。この顕著な事例が「ブルーブック」である。このブルーブックは、規制ではなく、ガイドライン的な性格のものであったが、米国憲法修正第一条で規定されている表現の自由や、番組内容に関する検閲禁止との関係から、放送事業者からの多くの反発が起こった。番組検閲、言論の自由とブルーブックの詳細な関係については以下を参照のこと。内川(1989), pp. 369-397。

37) NBCが誕生したのは1926年、CBSは1927年、MBSは1934年、ABCは1945年である。

38) 内川(1989), p. 385。

表8 <1945年1月の1ヶ月間における放送局クラス別1日当たりの平均放送時間>

放送局		広告番組		自主番組	
クラス	局数	1日当たり放送時間	放映時間における割合	1日当たり放送時間	放映時間における割合
50kw	41	12:50	67.3%	6:14	32.7%
500w~50kw	214	10:41	61.3%	6:45	38.7%
250w以下	376	7:37	47.6%	8:23	52.4%
臨時局	72	5:46	53.3%	5:30	46.7%
全放送局	703	8:40	53.9%	7:25	46.1%

表9 <1945年1月の1ヶ月間における放送局クラス別プライムタイム (PM6:00-11:00) における平均放送時間>

放送局		広告番組		自主番組	
クラス	局数	1日当たり放送時間	放映時間における割合	1日当たり放送時間	放映時間における割合
50kw	41	4:16	84.7%	:46	15.3%
500w~50kw	214	3:38	72.9%	1:21	27.1%
250w以下	376	2:38	53.9%	2:16	46.1%
臨時局	72	:46	60.5%	:31	39.5%
全放送局	703	2:51	62.4%	1:43	37.6%

(FCC (1946) より作成)

よる提供は、適切であるとは言えないことから、自主番組という形態での提供が好ましいとされた。の少数派の嗜好や利益への対応は、大多数の人々を満足させることはもちろんであるが、そのほかに、かなりの数に上る少数派に対してもその嗜好や利益に対応する番組についても提供する必要があると判断された。の非営利団体へのサービスについては、1934年通信法第307条(c)により、FCCは非営利団体や非営利の活動を行う個人に一定の割合での放送施設の分配を行うことを議会に提案するため調査を行うことが規定されていた。さらに、「公共の利便、利益、必要性が満たされるならば、放送局免許を付与する」という規定に則るならば、FCCは公共サービスを提供しない放送局には免許の付与を行わないと言える。また、これらの非営利団体と放送局の協働により番組編成が充実す

るという効果もあった。また、については、スポンサーによって提供されている番組では、スポンサーの意向に従わなければならない、スポンサーの意向とは異なる内容の放送や番組での新しい試みは実行が難しいため、それを補足するための役割が自主番組に与えられた。

(2) 地域のライブ番組の放送については、免許の付与及び更新の際に、その地域の利益や活動、人材が活用されている番組、宗教、教育、市民の問題を適切な時間配分で盛り込んだ番組、地域の市況、農業問題、市民活動や政治活動を扱ったローカルニュースなどの番組が盛り込まれているかが重視されていた。

ローカルライブ番組の放送時間については、1945年1月時点の703局の平均は下記の表10、表11のとおりである。全体では、1割前後を占めてはいるが、プライムタイムにおけるローカル生番組は、広告番組では29分、自主番

表10 <1945年1月の1ヶ月間における放送局クラス別1日当たりローカル生番組の平均放送時間>

放送局		広告番組		自主番組	
クラス	局数	1日当たり放送時間	放映時間における割合	1日当たり放送時間	放映時間における割合
50kw	41	3:02	15.9%	1:52	9.8%
500w~50kw	214	2:23	13.6%	1:11	6.8%
250w以下	376	1:43	10.7%	1:00	6.3%
臨時局	72	2:11	20.3%	1:09	10.7%
全放送局	703	2:02	12.7%	1:07	7.0%

表11 <1945年1月の1ヶ月間における放送局クラス別プライムタイム (PM6:00-11:00) におけるローカル生番組の平均放送時間>

放送局		広告番組		自主番組	
クラス	局数	1日当たり放送時間	放映時間における割合	1日当たり放送時間	放映時間における割合
50kw	41	:36	12.0%	:12	3.9%
500w~50kw	214	:34	11.4%	:14	4.7%
250w以下	376	:29	9.8%	:15	4.9%
臨時局	72	:11	15.0%	:07	8.7%
全放送局	703	:29	10.6%	:13	4.9%

(FCC (1946) より作成)

組ではわずか13分となっている。

放送は、視聴率の高い娯楽番組を提供し、スポンサーや放送局の利益を高めるためだけの手段ではなく、公共の問題に関するニュースや情報、意見、議論を反映した番組を提供する手段でもある。また、大戦を通じ米国の民主主義の表現の手段としても利用されるものとなっていった。

(3) の公共の問題についての議論に特化した番組について、どのような公共の問題に関する番組を放送するかは個々の放送事業者の問題であり、自由であるが、公共の利益にとっては公共の問題に関する番組の放送について、適切な時間(量)が求められるものであり、FCCは公共の利益基準について、その番組の時間量を用いている³⁹⁾。

39) FCC (1946).

(4) 過剰な広告の排除については、1920年代始めに商業ラジオ放送の開始とともにスタートした放送における広告は、多くの米国の放送事業者にとって唯一の収入源となっており、スポンサーの企業にとってもラジオ放送は自社の製品や商品の全国展開や販売促進に適した手段であった。しかしながらラジオ放送の増加とともに広告の量も過熱し、既に1922年の第1回無線会議にもスポンサーの名を冠した広告は制限するべきとして議論されていた。広告の内容についても、心理的に影響を与えたり、プロパガンダ的なもの、愛国心を煽るような内容の問題のある広告が出てきたため、公共の利益と照らし合わせて、過剰な広告は排除されるべきものと判断された⁴⁰⁾。

40) しかしながら FCC は、この問題については

FCCは、以上の4つの基準に照らし合わせた新しく免許更新の申請書を作成したが、業界の強い反発により、審査は厳格には行われなかった。

このブルーブックにより、免許付与・更新の条件である公共の利益（免許を付与される地域の利益）を達成するために、放送事業者の番組に対する責任が明らかにされ、この責任と公共の利益を充足させる基準は1960年の番組政策文書において、テレビの番組についても規定されることとなった。

1950年代後半からのヒアリングを元に、公共の利益基準をさらに明確化させるためにFCCは1960年に番組政策文書（Program Policy Statement, FCC, 1960）を公表、具体的に、公共の利益を満たすために必要な主要要素として以下の14の事項を提示している。

1. ローカルでの自己表明の機会
2. ローカルの人材の養成と発掘
3. 子供向け番組
4. 宗教番組
5. 教育番組
6. 公共番組
7. 社説放送
8. 政治放送
9. 農業番組
10. 報道番組
11. 天気予報・市況レポート
12. スポーツ番組
13. マイノリティ向けサービス
14. 娯楽番組

ここでは、優先順位1と2においてローカル要素を挙げているが、免許を付与された放送事業者にその免許が与えられたコミュニティや放送サービスを提供する地域のニーズや特性を満たすよう嗜好、需要、要望などを測り、上記の要素を組み合わせる番組を提供させることにより、公共の利益を担保する狙い

業界の自主規制に期待するものとしている。

があったといえる。

この番組政策文書を具体的に推進する施策として、FCCは放送免許の要件にコミュニティの特性やニーズを満たすことを盛り込み、それが遂行可能な申請者に免許を与えることとした。1961年2月に、FCCは番組政策文書の内容を免許付与の要件に反映させるべく、放送局が放送局免許申請に関する規則制定案告示⁴¹⁾を公表した。その後70年代に入り、免許の取得・更新の際に、コミュニティのニーズを番組制作にとりこんでいるかどうかを確認するため、放送事業者がコミュニティの問題やニーズを把握するための調査報告の実施が課され、この結果によって免許付与の決定がなされるようになった⁴²⁾。1976年には免許申請に際して非娯楽番組の番組編成に関するガイドラインが公表され、そこでは少なくとも5%のローカル番組と5%のニュースや公共の議論といった情報番組の編成基準が示され、申請者はその基準を満たすことが求められることとなった⁴³⁾。

番組政策文書の効果については公表前後の年次で単純に比較して見た場合（表12）、ローカル番組の割合は増加傾向にある。

ブルーブックや番組政策文書といった情報内容規制は、憲法修正第1条や1934年通信法の326条といった表現の自由や番組検閲の禁止との関連から放送事業者から大きな反発があがったが、そこまで踏み込んだことによって、免許を付与する際の「免許を付与されるコミュニティの利益に資する」という要件に照らし合わせ、そのコミュニティのニーズを汲み取った番組制作の実現へ重要な役割を果たしたものである。

41) FCC (1961).

42) 菅谷実 (1997), pp. 17-18.

43) FCC (1976).

表12 < 1週間あたり平均総放送時間に占める各番組の割合 (1956-1965年) >

調査年	TV用映画	劇場用映画	シンジケーション録画番組	ローカル番組			ネットワーク番組
				ライブ番組	録画番組	合計	
ネットワーク系列局							
1956/10	14.3%	15.1%	-	14.3%	-	14.3%	56.3%
1957/10	13.7%	14.9%	-	-	-	0.0%	59.4%
1958/06	13.0%	16.4%	-	13.1%	-	13.1%	57.5%
1961/06	12.1%	13.1%	0.7%	10.4%	1.5%	11.9%	62.2%
1962/06	11.5%	11.2%	1.0%	11.6%	2.1%	13.7%	59.4%
1963/06	10.7%	10.9%	1.8%	11.4%	1.9%	13.3%	63.2%
1965/06	9.8%	10.9%	6.7%	10.3%	2.8%	13.1%	62.6%
独立局							
1956/10	29.5%	48.0%	-	22.5%	-	22.5%	-
1957/10	38.3%	42.3%	-	-	-	0.0%	-
1958/06	23.7%	47.2%	-	29.1%	-	29.1%	-
1961/06	39.5%	26.6%	4.8%	25.1%	3.7%	28.8%	-
1962/06	36.2%	25.6%	5.3%	27.7%	5.2%	32.9%	-
1963/06	34.4%	34.7%	4.8%	22.2%	4.5%	26.7%	-
1965/06	27.3%	25.4%	6.6%	32.9%	8.2%	41.1%	-

(Broadcasting Yearbook 1967-1969より作成)

6. おわりに 課題と展望

米国の放送分野に取り入れられたローカリズムは、電波配分と番組内容規制という2つの政策を通じて放送政策の重要な理念として確立していった。

免許付与の要件として「免許を付与される地域の公共の利益を満たす」ことが放送事業者に課せられたが、FCCという政策立案者からも、ハード面からの電波配分とソフト面からの番組内容規制によってローカリズムは担保されていったのである。

電波配分政策は、テレビのチャンネル割当における5段階の優先順位によって大都市だけではなく小さなローカルコミュニティにも最低1つのテレビサービス、テレビ局を提供

することによって、そのローカルコミュニティの声をテレビ放送に反映することを可能にした。

また、希少資源である電波を利用する放送サービスは、自由な競争だけでは公共の利益を確保できない。

テレビやラジオといった放送サービスの番組内容やその編成に関しては、米国の放送産業の成立上、商業的に偏りのあるものになりがちであった。FCCによる番組内容に対する一定のコントロールにより、表現の自由や番組検閲の禁止を犯す危険にさらされつつも、公共の利益(免許を付与する地域の利益)に資する番組内容にプライオリティを置くことを求めることによって、内容面からローカリズムの確保に努め、電波配分政策と合わせ、ローカリズムを確保する枠組みの基礎となっ

表13 <商業テレビ放送局の状況>

年	免許 付与数	退出数	申請数	オンエアして いる放送局数
1949	15	7	338	69
1950	0	8	351	104
1951	0	0	415	107
1952	0	1	716	108
1953	381	6	572	198
1954	174	81	200	402
1955	67	58	27	458

(FCC (1956) p.117)

ていった。

ここでは、このハードとソフト、2つの側面からの政策により、ローカリズムは放送において重要な政策理念として根付いていった過程を整理・分析したが、それに続くローカリズムの拡大・発展の過程において取り上げるべき課題として、ケーブルテレビの誕生と発展を挙げておきたい。

1952年のテレビ用電波の配分政策によって、小さなローカルコミュニティにもチャンネルを割り当てたとはいえ、この配分にも「隙間」があり、問題が残された。小さなコミュニティにおける放送局では、番組制作のコストが高く財政的にも厳しくなったことから事業継続が困難になり、放送から撤退する事業者も数多くあった(表13)。

それに伴い、隣接するより大きなコミュニティの放送局からのサービスに頼らざるを得ない状況になった。また、「最低1つのテレビサービス」しか受けられないコミュニティではさらなるテレビサービス、テレビ局を必要としていた。そのようなところで同軸ケーブルにより地上波テレビの再送信を行うケーブルテレビが発達する土壌が生まれたといえる。ケーブルテレビは、当初このように地上波放送の補完的手段であったが、いまや放送・通信の両分野においてかなりの存在感を示

している。このケーブルテレビの発展の要因の一つが、ハード的ローカリズムの確立時の「隙間」にあったと思われる。このことから、今後、ローカリズムとケーブルテレビの発展の関連について検討することとしたい。

<参考文献>

- 井上泰三 (1964) 「アメリカ放送制度の建設について(2)」『放送学研究』7号。
- 金子善次郎 (1977) 米国連邦制度 州と地方自治体, 良書普及協会。
- 水越伸 (1993) 『メディアの生成: アメリカ・ラジオの動態史』同文館。
- 菅谷実 (1997) アメリカのメディア産業政策: 通信と放送の融合, 中央経済社。
- 内川芳美 (1989) マス・メディア法政策史研究, 有斐閣
- 山口一臣 (1994) 『アメリカ電気通信産業発展史 ベル・システムの形成と解体過程』, 同文館。
- 山崎清 (1986) 「アメリカにおけるラジオ産業の発展と大衆文化」『東洋大学経営論集 第』, 第25号。
- Bensman, Marvin R. (2000) *The Beginning of Broadcast Regulation in the Twentieth Century*, McFarland & Company.
- Kitross, John M. (1979) *Television Frequency Allocation Policy in the United States*, Arno Press.
- Lichy, Lawrence W. and Topping, Malachi C. (1975) *American Broadcasting: A Source Book on the History of Radio and Television*, Hastings House.
- Napoli, Philip M., (2001) The localism principle in communications policymaking and policy analysis: Ambiguity, inconsistency, and empirical neglect. *Policy Studies Journal*, 29(3).
- Schwoch, James (1990) *The American*

- Radio Industry and Its Latin American Activities, 1900 1939*, University of Illinois Press.
- Silberman, David M. and Tobenkin, David N. (2001) The FCC's Main Studio Rule: Achieving Little for Localism at a Great Cost to Broadcasters, *Federal Communications Law Journal*, Vol.53.
- Stavitsky, Alan G. (1994) The changing conception of localism in U.S. Public radio, *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 38(1), 19-33.
- Sterling, Christopher H. (1984) *Electric Media: A Guide to Trends in Broadcasting and Newer Technologies 1920 1983*, Praeger.
- Stern, Robert H. (1979) *The Federal Communications Commission and Television: The Regulatory Process in an Environment of Rapid Technical Innovation*, Arno Press.
- Sterling, Christopher H. and John M. Kitross (2002) *Stay Tuned: A History of American Broadcasting*, Lawrence Erlbaum.
- Tristani, Gloria (1998) "Keeping the local in local radio." Remarks of FCC Commissioner Gloria Tristani before the Texas Broadcasters Association September 3, 1998, at <http://transition.fcc.gov/Speeches/Tristani/spgt811.html> (as of March 12, 2008)
- 政府文書**
- Department of Commerce (1924) Recommendations for Regulation of Radio: Third National Radio Conference, October 6-10, 1924, Government Printing Office.
- U.S. Census Bureau, 1950 Census of Population, Vol. I. Number of Inhabitants, at http://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/23761117v1_TOC.pdf (as of December 7, 2011)
- FCC (1946) *Public Service Responsibility of Broadcast Licensees* [The Blue Book]
- FCC (1949) *Television Broadcast Service, Notice of Further Proposed Rule Making*, 14 FR 4483.
- FCC (1952) *Sixth Report and Order*, 41 FCC 148.
- FCC (1956) *FCC 21st ANNUAL REPORT*.
- FCC (1960) *Enbanc Programming Inquiry*, 44 FCC 2303.
- FCC (1961) *Statement of Program Service: Broadcast Application Forms, Docket No. 61 224*, 26 FR 1670.
- FCC (1976) *Cable TV Capacity and Access Requirements*, 59 FCC 2d 294.